

オートバイ（バイク）の指導について

- ・オートバイによる通学は認めない。
- ・免許証を取得することも認めない。

千葉県下では高校生の交通事故による死傷者が多く出ている。事故の大半はオートバイによるもので、事故の被害者となるだけでなく、最近は加害者となるケースもふえている。

高校生のオートバイへの関心は非常に強いのも現実である。原付 50c.c.から大排気量 250c.c., 750c.c.のオートバイへとエスカレートしていくものも多い。

本校では

- (1) オートバイに乗らない（乗せない）
- (2) オートバイを買わない（買わせない）
持たない（持たせない）
- (3) オートバイの免許をとらない（とらせない）

の三ない運動で指導してきた。しかし、事故多発の現状では、三ない運動をより強化せざるをえなくなり、生徒の生命の安全にはかえられないと判断し、オートバイの全面禁止に踏みきった。その主な理由は次のとおり。

たとえ一定年齢（満 16 歳）に達し、オートバイの免許をとることが法律で認められても、これは同年齢で社会人になっている者が職業上の必要があって認められるものである。

乗る目的が遊び、スピードで安全運転が非常にむずかしく、死亡・重傷など悲惨な事故に結びつく。万一事故の加害者となった場合には、事故の補償能力がない高校生にとってオートバイは必要ない。

- ・オートバイを買うこと（持つこと）
- ・オートバイに乗ること（乗せてもらうこと）
- ・オートバイの免許をとること

は厳禁事項

なお、乗用車（普通）免許取得も本校在学中は認めない。